

津山市ペット霊園の設置等に関する要綱を次のように定める。

津山市長 桑山博之

津山市ペット霊園の設置等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ペット霊園の設置及び適正な管理について必要な事項を定めることにより、近隣住民等の良好な環境（津山市環境保全条例（平成19年津山市条例第18号）第2条第1号に規定する良好な環境をいう。）を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

ペット 人に飼育されている犬、猫、うさぎ、ハムスター等の動物（化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第1条第1項に規定する獣畜を除く。）をいう。

ペット霊園 ペットの死がい若しくは焼骨を埋葬する施設若しくは焼骨を納骨するための設備を有する施設、ペットの死がいを火葬する施設又はこれらの施設を併せ有する施設及び管理棟等の附属施設をいう。

近隣住民等 ペット霊園を設置しようとする敷地の境界線から100メートル以内に建物を所有する者若しくは居住する者及び当該敷地に隣接した土地の所有者並びに関係町内会等をいう。

事業者 ペット霊園を設置する者（設置しようとする者を含む。）又は維持管理する者をいう。

(概要書の提出)

第3条 事業者は、ペット霊園を設置しようとするときは、当該ペット霊園の設置に係る概要書を市長に提出しなければならない。

(近隣住民等への周知)

第4条 事業者は、前条の概要書を提出した後、説明会等の適切な方法によりペット霊園設置計画を近隣住民等に周知し、その同意を得るよう努めるものとする。

(計画書の提出)

第5条 事業者は、前条の説明会等を開催した後、ペット霊園設置計画書（様式第1号）に当該説明会等の議事録、報告書等を添えて市長に提出し、その同意を得るものとする。

(整備基準等)

第6条 事業者は、次に掲げる基準に適合するようペット霊園の設置及び管理に努めなければならない。

ペット霊園の整備基準

ア 敷地境界に障壁又は樹木等を設けること。

イ 建築物の屋根、外壁、屋外広告物等は、景観及び風致を損なわない色彩及び装飾を用いること。

ウ ペット霊園の規模等を考慮して必要とされる台数の自動車駐車場を敷地内に設けること。

エ し尿及び雑排水を適切に処理できる設備を設けること。

火葬焼却炉の構造基準等

ア 空気取入口及び煙突の先端以外に炉内と外気とが接することなく燃焼室において発生するガス（以下「燃焼ガス」という。）の温度が摂氏800度以上の状態で焼却できるものであること。

イ 燃焼に必要な量の空気の通風が行われているものであること。

ウ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。

エ 燃焼ガスの温度を保つため必要な助燃装置が設けられていること。

オ 脱臭装置として二次燃焼室が設けられていること。

（工事完了の届出）

第7条 事業者は、ペット霊園の設置工事が完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（確認）

第8条 市長は、前条の規定により設置工事完了の届出を受けたときは、当該届出に係るペット霊園が第6条各号に掲げる基準に適合しているかどうかを速やかに確認するものとする。

（中止及び廃止の届出）

第9条 事業者は、ペット霊園の設置工事を中止したとき、又はペット霊園の一部若しくは全部を廃止したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（拡張等）

第10条 事業者がペット霊園の敷地を拡張し、又は火葬焼却炉等の設備を更新し、若しくは新設しようとするときは、第3条から前条までの規定を準用する。

（維持管理等）

第11条 事業者は、ペット霊園の維持管理に関し、周辺環境、近隣住民等に影響を及ぼさないよう必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、ペット霊園の設置に伴い、公害又は苦情が発生したときは、事業者の責任において誠意をもってその解決に当たらなければならない。

（承継の届出）

第12条 事業者からペット霊園の所有権を譲受けた者は、その事実を証する書類を添えて、速やかに市長に届け出なければならない。

(報告)

第13条 市長は、必要な限度において事業者に対し、ペット霊園の状況その他必要な事項の報告を求めることができる。

(勧告)

第14条 市長は、この要綱の規定を遵守しない事業者に対し、必要な措置を講じるよう勧告することができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、公示の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

ペット霊園設置計画書

年 月 日

津山市長 殿

名 称
 (氏名)
 住 所
 代表者氏名
 電話番号

津山市ペット霊園の設置等に関する要綱第5条の規定により、ペット霊園設置計画について次のとおり提出します。

ペット霊園の名称				
ペット霊園の所在地				
説明会開催等実施日				
近隣住民，関係町内会等の同意	有 ・ 無			
工事着手予定日				
工事完了予定日				
ペット霊園の施設の概要	敷地面積	m ²		
	建築面積	納骨施設 m ²	火葬施設 m ² 管理棟 m ²	
	延床面積	納骨施設 m ²	火葬施設 m ² 管理棟 m ²	
	階数	地上 階 / 地下 階		
	埋葬施設	埋葬数		
		土葬の有無	有 ・ 無	
	納骨施設	納骨数	体	
駐車台数	台			

